

議第 88 号

北稜中学校校舎改築工事（建築）請負契約の変更について

平成 24 年第 1 回高山市議会定例会において議決を経た北稜中学校校舎改築工事（建築）請負契約について、次のとおり変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議決を求める。

平成 24 年 12 月 12 日提出

高山市長 國 島 芳 明

記

変更前の契約金額	473,550,000円
変更後の契約金額	475,584,900円
変更の理由	地盤改良工事を変更したこと等による。